

原子力発電所は 運転を終了したらどうするの?



運転を終了した原子力発電所は、原子炉から燃料を取り出し、 最終的に解体・撤去します。解体廃棄物の大部分は 放射性廃棄物として扱う必要がなく、資源の有効利用の観点から リサイクルしていきます。

廃止措置に当たり、原子力規制委員会に計画の認可を受ける必要があります。

電力会社は原子炉を廃止しようとする際、原子炉施設の解体、 核燃料物質の搬出、汚染の除去、廃棄物の管理などの措置を講 じなければなりません。原子力規制委員会は、その廃止措置計 画が法令で定める基準に適合しているかどうかを審査し、認可

を行います。廃止措置終了後、その結果が法令で定める基準に 適合しているかどうか、原子力規制委員会の確認を受けます。 この終了確認を受けると、法律上でいう「原子力発電所(原子力 施設)」ではなくなります。

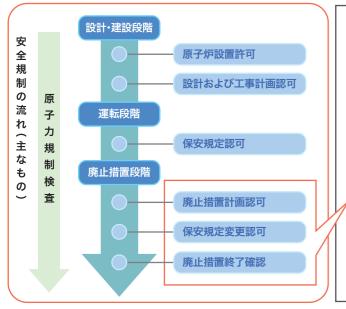
廃止措置工事中は原子力規制委員会の検査を受け、安全性の向上に取り組みます。

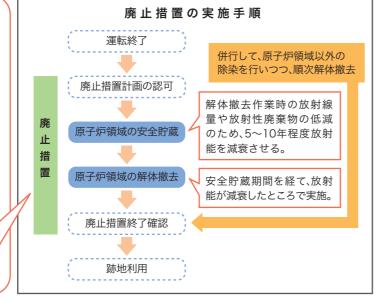
原子炉の運転中に安全確保のために要求される主な機能が「止 める」、「冷やす」、「閉じ込める」であるのに対し、廃止措置段階に おいては、施設内の放射性物質の「閉じ込め」や放射線の遮へい が安全確保のため要求される主な機能となります。

具体的には、

- (1)解体中における保安のために必要な原子炉施設の 適切な維持管理の方法
- (2)一般公衆および放射線業務従事者の放射線被ばくの低減策 (3)放射性廃棄物の処理などの方法
- を中心に、廃止措置工事中の安全確保に努めています。

●廃止措置段階の安全規制





解体廃棄物の大部分は放射性廃棄物として扱う必要がなく、リサイクルしていきます。

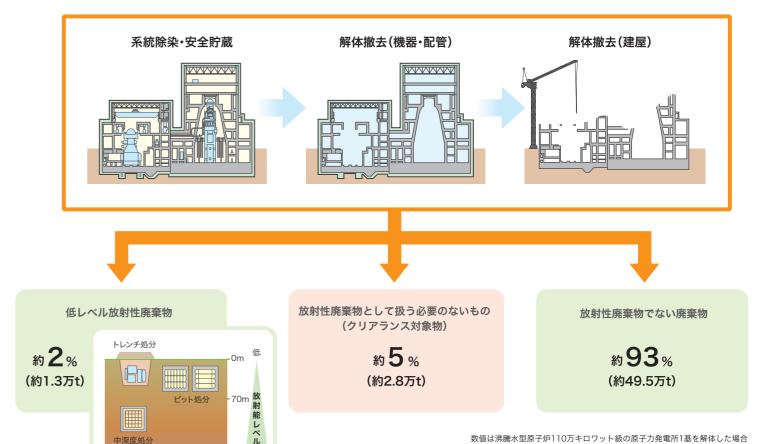
運転を終了した原子力発電所は安全を確認しつつ解体撤去し、 跡地は再利用します。放射性廃棄物以外の廃棄物は普通の廃 棄物と同様に、資源としての再利用や処分ができます。

沸騰水型原子炉110万キロワット級の発電所1基を解体すると、 約54万tのコンクリートや金属の廃棄物が発生します。その大 部分は、放射性物質に汚染されていないか、ごくわずかの放射 性物質しか含まないもの(クリアランスレベル*以下のもの)で す。これらは「放射性廃棄物として扱うべきもの」から安全に区

分し、再利用や適正に処分していくことで、日本が目指す循環型 社会に貢献することができます。一部の放射性廃棄物(低レベ ル放射性廃棄物) は廃棄する必要がありますが、その放射能し ベルに応じた処分について、国で規制整備が進められています。

*原子力発電所から出てくる解体廃棄物が、どのような使われ方をしても、またどの ように廃棄されたとしても、人の健康への影響を無視することができる年間0.01ミ リシーベルトの線量となるレベル。

●廃止措置のステップ



出典:総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」を基に作成

クリアランス金属を再利用しています。

低レベル放射性廃棄物の処分概念

高

現在、日本では18基の原子力発電所が廃止措置工事に着手 しています*。日本原子力発電(株)東海発電所(茨城県東海 村)などでは、廃止措置工事から出た金属などをクリアランス制 度により再利用しており、そのほかの原子力発電所の廃止措置 工事から発生する金属なども、同様に再利用を行っていきます。

●再利用の例

テーブルの脚





ベンチの脚

写直提供:日本原子力発雷(株)

23

出典:原子力規制委員会ホームページを基に作成

^{*2024}年1月末現在。福島第一原子力発電所を除く。